

## LAWASIA 第37回年次大会 参加報告

国際委員会 委員 保田 志穂 (66期)  
委員 今西ユリ亜 (74期)



保田志穂



今西ユリ亜

### 1 はじめに

筆者2名は、2024年10月にマレーシアの首都クアラルンプールにて開催されたLAWASIA (The Law Association for Asia and the Pacific、ローエイシア) 第37回年次大会(以下「本大会」という)に参加した。LAWASIAは、アジア・太平洋地域の法曹団体・法律家・学者・実務家等、法律に関連する業務に携わる者が参加している団体(1966年にオーストラリア・キャンベラで設立、現在事務局はシドニー)であり、年1回の年次大会、年数回の専門会議等がアジア・太平洋地域で開催されている。

### 2 概要

本大会は、クアラルンプールにあるヒルトンホテルにて、10月13日～10月15日の3日間にわたって開催され、各国から400名を超える法曹関係者が参加した。日本からは約50名の参加登録があり、当会の町田行功2024年度副会長をはじめ、日本弁護士連合会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の各副会長も参加された。デジタル化時代の法環境をテーマに、ビジネス法・特定分野の技術・人権と法の支配・環境法等のトピックに関して、約100名ものスピーカーによる約30以上のセッションが開催された。

### 3 オープニングセレモニー

LAWASIAのMr. Shyam Divan会長等によるウェルカムリマークスに始まり、マレーシア弁護士会会長、マレーシア最高裁判所長官、マレーシア首相からのスピーチが行われた。各スピーチでは、本会議のテーマであるデジタル化時代における法環境の変化に関し、変化を受け入れると同時に倫理的な基準の維持が重要であると述べられていた。また、マレーシアの各民族の伝統楽器を用いた演奏も行わ



れ、本会議の開催を盛大に祝う様子やマレーシアの多文化性を感じた。

### 4 各セッション

本大会のテーマであるデジタル化時代の法環境にもとづき、ビジネス法のトピックでは、EUデジタル市場法やプライバシーとデータ保護に関する各国の規制状況について、具体的な事例紹介を交えながら講演が行われた。また、デジタルツールの進化に関するトピックでは、法律業務におけるAIの活用状況について講演が行われた。以下、特に印象的であったセッションについて取り上げる。

#### (1) Beijing Principles on the Independence of the Judiciary

シンガポール最高裁判所長官のMr. Sundaresh Menon、ニュージーランド最高裁判所裁判官のJustice Susan Glazebrook、タイ最高裁判所副長官The Honourable Muntharee Ujjin、元マレーシア控訴裁判所判事のMr. Dato' Weng Kwai Mahによって司法の独立性に関するスピーチが行われた。近年世界的に法の支配が弱まっており、多くの国で司法の独立性や人権が脅かされていること、司法の独立性は一度崩れてしまうと再構築は難しいことから

常に独立性の維持・強化を図る努力をしなければならないことが述べられていた。

## (2) Advancing Justice in the Digital World: Leveraging Technology, Tools, and Trust

法律家向けのデジタルツールの進化と説明責任をテーマにMicrosoftやLexis Nexisの法務担当者による講演が行われ、Chat GPTの急速な拡大によって法規制が複雑化している一方、AIを上手く活用することでインパクトの大きい案件に注力することが可能であると述べられていた。シンガポールの弁護士の約8割が生成AIを業務で利用しているというデータが紹介され、個人的に業務で生成AIを利用する機会が少ないため、大変驚いた。

## (3) TECH IN SPECIFIC DISCIPLINES - Communications, Technology & Data Protection

マレーシア・インドネシア・台湾・スリランカの弁護士及び日本の大学教授から、各国におけるプライバシーとデータ保護に関し、特にヘルスケアの分野に着目して講演が行われた。なかでも、AIとPublic Dataをテーマにした台湾弁護士Mr. Eton Limによる講演において、政府が国民健康保険のデータを使ってデータベースを構築した事例において、Public Dataの利用であっても、台湾の憲法上、一定の保護がある旨を示した裁判例が紹介され、データ保護に関する憲法上の保護について判断されたものがすでにある点で印象的であった。また、台湾法上、民間企業によるPublic Dataの収集・利用に関する法規制は、まだまだ寛容な部分があり、イノベーションを加速させる一方でプライバシー侵害の可能性が懸念されるとも述べられており、AIの自己学習におけるデータ利用と個人データの保護は、今後も注視していかなければならない論点であると感じた。

## 5 ガラディナー (10月15日19時～22時)

最終日の夜、事前予約制でのGala Dinnerが、本会場のヒルトンホテルから車で10分程度の高台にあるレストラン"The Estate on Federal Hill, Kuala Lumpur"にて開催された。室内でのウェルカムドリンクの後、広大なテラス席

で各種マレーシア料理(マレー系・インド系・中華系)が振舞われた。主催者側、参加者側からの挨拶、野外のステージ上で民族舞踊が演じられ、また、出席者もステージ上に参加できるイベントも行われた。セッション中にはネットワーキングできなかった参加者とも食事とともに、それぞれのバックグラウンド、現在の業務、国際会議参加の感想を交換するなど、非常に有意義な交流ができた。

## 6 結語

筆者は、2016年のスリランカ・コロombo大会以降、LAWASIAの年次大会や専門会議に複数回参加を続けている。LAWASIAは他の法曹関係国際会議に比して人権分野や法の支配というテーマに重点があるところ、今回のクアラルンプール大会では、ビジネス法はもとより家族法、刑事法、環境法系セッションにおいてもAI技術の活用、デジタル法整備の進捗比較が議論された。全世界の司法分野でデジタル化が余儀なくされていること、日本が遅れを取っていることを痛感した。開会式・ウェルカムレセプション・閉会式など、イベント的要素の強い部分は比較的シンプルなものであり、その点の変化も感じた。海外で行われる国際会議に参加すること(できれば継続すること)は、各法分野の変化を知ること、日本と世界各国との違いを認識すること、日本国内では出会えない海外及び国内の弁護士・裁判官・研究者などとの人間関係を構築できること、いずれも日常業務に刺激となる非常に貴重な機会である。今後も多くの日本人弁護士らが様々な国際会議に参加されることを祈念する。(筆者・保田委員)

初の国際会議参加であり、大変緊張していたが、終始和やかな雰囲気で行われていてウェルカムパーティーや各セッションの合間でのコーヒープレイクを通じて、普段の業務では知り合う機会のない各国の参加者との交流を深めることができる大変貴重な機会となった。また、各セッションを通じて、他国の法律家の普段の業務におけるAI技術や活用状況に関する法規制の状況について学びを深めることができた。(筆者・今西委員)